

むつ市議会第215回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成25年3月22日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第2号 むつ市太陽の恵み基金条例
- 第2 議案第3号 むつ市特別支援教育推進委員会条例
- 第3 議案第4号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 第4 議案第5号 むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例
- 第5 議案第6号 むつ市健康増進計画策定委員会条例
- 第6 議案第7号 むつ市酪農研修センター条例
- 第7 議案第9号 むつ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第10号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第11号 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例及びむつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第12号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第13号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第14号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第15号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
- 第14 議案第16号 字の区域の変更について
- 第15 議案第17号 市道路線の認定について
- 第16 議案第21号 平成24年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第17 議案第22号 平成25年度むつ市一般会計予算
- 第18 議案第23号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第19 議案第24号 平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第20 議案第25号 平成25年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第21 議案第26号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第22 議案第27号 平成25年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第23 議案第28号 平成25年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第24 議案第29号 平成25年度むつ市水道事業会計予算

【民生福祉常任委員会からの申し出】

- 第25 請願の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教員	高	瀬	厚	太	郎	教育長	遠	島		進
公営企業者	遠	藤	雪	夫		代査委員	阿	部		昇
総務部長	伊	藤	道	郎		財務部長	下	山	益	雄
民生部長	奥	川	清	次	郎	保健福祉部長	松	尾	秀	一
経済部長	澤	谷	松	夫		建設部長	鏡	谷		晃
川内庁舎長	布	施	恒	夫		大畑庁舎長	工	藤	治	彦
協野舎所長	猪	口	和	則		会管総政理出納室	大	橋		誠
選挙管理委員会事務局長	氣	田	憲	彦		監査委員	星		久	南
農委事務局	山	口	勝	美		教育部長	齊	藤	秀	人

業長道長
 企業水
 公局下部
 部策監
 務進
 務部課幹
 策務主
 務課
 部長
 財政推
 總政總
 財財

齊 藤 鐘 司
 石 野 了
 野 藤 賀 範
 氏 家 剛

務部策監携長
 策進連
 務部長
 策課
 務部調整長
 策調
 務部課查
 策務
 總政推市室
 總政總
 總政企課
 總政總主

花 山 俊 春
 柳 谷 孝 志
 高 橋 聖
 栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
 總括主幹
 主任主查

須 藤 徹 哉
 濱 田 賢 一
 石 田 隆 司

次 長
 主任主查
 主任主查

柳 田
 小林 睦
 村 口 一
 諭 子 也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月11日に各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第24 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 日程第1 議案第2号 むつ市太陽の恵み基金条例から、日程第24 議案第29号 平成25年度むつ市水道事業会計予算までの24件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第2号、議案第3号、議案第9号及

び議案第16号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、教育長及び関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第2号 むつ市太陽の恵み基金条例についてであります。理事者側から、公共施設に設置される太陽光発電システムにより発電された電力は、庁舎等の照明に利用され電気料金の節減につながることから、この節減分を積み立てる基金を創設し、再生可能エネルギーの導入促進に活用するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、本庁舎と川内庁舎の2カ所に設置することになった経緯と、太陽光発電パネルの設置は地元事業者でも可能かとの質疑があり、理事者側から、国の補助事業として、当初は各庁舎に太陽光発電パネルと蓄電池を、避難所にハイブリッド型街路灯を設置する予定として申請したが、その後、太陽光発電パネルについては耐震調査が終了している建物であることなどの要件が追加されたことから、精査した結果、本庁舎と川内庁舎の2カ所に太陽光発電パネルと蓄電池を、避難所に指定されている学校等の公共施設にハイブリッド型街路灯19基を整備することとなった。また、太陽光発電パネルの設置は地元業者でも対応は可能であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、川内庁舎に設置する太陽

光発電パネルの塩害対策について質疑があり、理事者側から、来年度設計に入ることから、そこで対応することになるとの答弁がありました。

さらに、複数の委員から、設置後の保守及び修繕の財源について質疑があり、理事者側から、一般財源で対応することになるが、電気料金の節減分を基金に積み立てて活用することも考えていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第3号 むつ市特別支援教育推進委員会条例についてであります。理事者側から、障害による学習上、または生活上の困難を克服するための教育について、調査、審議する委員会を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、就学指導委員会との関係と情報公開について質疑があり、理事者側から、就学にかかわる調査と審議のほか、特別支援教育の計画や啓発等の機能を加えた委員会とするものである。また、情報公開については、個人的な障害などや保護者及び児童の意見も含むことから、情報公開は難しいと思うが、概要については公表できるのではないかと答弁がありました。

次に、議案第9号 むつ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、川内地区及び脇野沢地区の小学校並びに中学校に給食を提供している脇野沢学校給食センターを廃止し、西通学校給食センターを設置するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、脇野沢学校給食センターに勤務している調理員の扱いについて質疑があり、理事者側から、臨時職員の調理員については1年ごとの採用ということもあるが、脇野沢給食センター及び川内中学校の正職員を含めた調理員6名から、4名になるとの答弁がありました。

次に、議案第16号 字の区域の変更についてであります。理事者側から、農林水産省から青森

県に所管がえされた国有林地をむつ市大字大平字荒川に編入するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第5号、議案第7号、議案第12号、議案第17号及び議案第21号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） 産業建設常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、公営企業管理者及び関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、議案第5号及び議案第12号については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によるそれぞれ所管する法律の一部改正に伴い、条例で定めることとされた基準等について必要な事項を規定するためのものであるとの説明がありましたので、先に報告し、以下においてはこの部分は省略しておりますので、ご了承願います。

初めに、議案第5号 むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例についてであります。理事者側から、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、これまで国が一律に定めていた特定公園施設の設置基準を条例で定めるためのもので

あり、市独自の基準としては、現在進めている北の防人大湊地区整備事業の中で、園路の一部が地形の状況により、国が基準としている120センチメートル以上の園路幅を確保できないことから、特別の理由がある場合は、90センチメートル以上とすることができることとしている。また、トイレの出入り口の幅については、国の基準は80センチメートル以上となっているが、青森県福祉のまちづくり条例において85センチメートル以上が望ましいとされていることから、85センチメートル以上として規則に定めることとしているとの説明がありました。

これに対し委員から、特定公園施設の概要等について質疑があり、理事者側から、園路、各種出入口、休憩所などの公園に設置されている施設の総称として特定公園施設としているとの答弁がありました。

また、別の委員から、今回定める基準を満たさない施設への対応について質疑があり、理事者側から、現状を把握したうえで市独自の基準として特例を定めており、現在新しく設置しているものについては基準を満たしているが、児童公園等にある古いトイレはこの基準に合致していない。現在、公園施設長寿命化計画を策定中であり、これにより問題も明らかになり、対応していけるものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第7号 むつ市酪農研修センター条例についてであります。理事者側から、市の酪農業の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的に、水川目地区に建設しているむつ市酪農研修センターを平成25年4月1日から供用開始するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第12号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、都市公園法の一部改正により、これまで国

が一律に定めていた住民1人当たりの公園の敷地面積の標準、公園の配置及び規模の基準、公園施設の建築面積の基準を条例で定めるものであり、市独自の基準としては、住民1人当たりの公園の敷地面積について、国の参酌すべき基準では、市の区域内で10平方メートル以上、市街地の区域内で5平方メートル以上となっているが、青森県が平成23年度に策定したむつ都市計画区域マスタープランにおける平成42年度までの整備目標値から、市の区域内で13平方メートル以上、市街地の区域内で15平方メートル以上としているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第17号 市道路線の認定についてであります。理事者側から、平成25年度の道路整備計画路線である桜木町11号線及び新町4号線を市道として認定するもので、桜木町11号線については北の防人大湊地区都市整備計画により、また新町4号線については、道路新設改良事業として整備するためのものであるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、新町4号線の道路の幅員及び歩道の設置等について質疑があり、理事者側から、前後の道路との関係も含めて、詳細についてはこれから詰めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第21号 平成24年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するものであり、収益的収入及び支出において、支出では2,745万円を、収入では4,994万9,000円を減額しているほか、資本的収入及び支出において、支出では2,671万5,000円を、収入では4,423万円をそれぞれ減額しているとの説明がありました。

これに対し委員から、水道事業会計資金計画の前年度未収金の内容について質疑があり、理事者

側から、出納整理期間がない企業会計では、3月31日で締めた場合、ほとんど1カ月分の水道料金が未収金として翌年度に繰り越される形になるとの説明がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第4号、議案第6号、議案第10号、議案第11号及び議案第13号から議案第15号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（20番 佐々木隆徳議員登壇）

○20番（佐々木隆徳） 民生福祉常任委員会に付託されました議案7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第4号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例についてであります。理事者側から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、当該事業にかかわる基準等を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、介護予防サービス事業の人員の増減はあるのかとの質疑があり、理事者側から、今回の条例制定に当たっては国の基準をそ

のまま規定しているの、人員は変わらないとの答弁がありました。

さらに、同じ委員から、設備や運営の基準について質疑があり、理事者側から、提案した条例のほかに規則で定めている部分もあるが、ほとんどは国の基準どおりであるとの答弁がありました。

次に、議案第6号 むつ市健康増進計画策定委員会条例についてであります。理事者側から、健康増進法に基づき、市の健康増進計画の策定について審議を行う附属機関として委員会を設置するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第10号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、介護保険第1号被保険者の普通徴収に係る納期について、市税の納期と整合性を図るため改正をするほか、条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、納付回数に変更はあるのか、また統一することによって徴収率が下がるとはならないかとの質疑があり、理事者側から、納付回数は現行と変更はなく、第7期の納期限を12月25日から12月30日に変更することで不利益はなく、徴収率に影響しないとの答弁がありました。

次に、議案第11号 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例及びむつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、障害者自立支援法の改正により、この法律の名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更されることに伴い、条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、法律の名称を変更することによって何が変わるのかとの質疑があり、理事者側から、現在のサービスの対象者に加え、難病と言われる130の疾患と関節リウマチに罹患して

いる患者が、新たにサービスの対象になるとの答弁がありました。

次に、議案第13号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、入院にかかわる医療費の支給対象を現行の小学校入学前から中学校卒業までに拡充するほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この条例の名称からは中学生が対象になるようには感じられないので、幅広く市民に周知する必要があるのではないかとの質疑があり、理事者側から、今後広報紙等で周知していきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、周知は広報紙だけでなく、対象となる世帯に対して個々にお知らせをしてほしいとの要望があり、理事者側から、所得制限によって対象とならない場合もあり、その年齢に該当するからといって全ての世帯に通知をすると、トラブル等が発生するおそれもあるので、あくまでも広報紙等で周知し、申請していただくという形をとりたいとの答弁がありました。

次に、議案第14号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、技術管理者として市長が定める者としての経験年数、実務経験の基準等について質疑があり、理事者側から、むつ市独自の基準としては、一般財団法人日本環境衛生センターの講習を受講し、その試験に合格した者も技術管理者の資格を認めることとなるとの答弁がありました。

次に、議案第15号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてであります

が、理事者側から、障害者自立支援法の名称変更に伴い、条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第22号から議案第29号について、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（6番 目時睦男議員登壇）

○6番（目時睦男） 予算審査特別委員会に付託されました議案第22号 平成25年度むつ市一般会計予算から、議案第29号 平成25年度むつ市水道事業会計予算までの議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、13日及び14日、市長ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第22号 平成25年度むつ市一般会計予算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第24号 平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 平成25年度むつ市介護保険特別会計予算、議案第26号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計予算、議案第27号 平成25年度むつ市公共用地取得

事業特別会計予算、議案第28号 平成25年度むつ市魚市場事業特別会計予算及び議案第29号 平成25年度むつ市水道事業会計予算は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました24議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第2号

○議長（山本留義） まず、議案第2号 むつ市太陽の恵み基金条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（山本留義） 次は、議案第3号 むつ市特別支援教育推進委員会条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（山本留義） 次は、議案第4号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(山本留義) 次は、議案第5号 むつ市特定公園施設の設置に関するバリアフリー化基準を定める条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(山本留義) 次は、議案第6号 むつ市健康増進計画策定委員会条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(山本留義) 次は、議案第7号 むつ市酪農研修センター条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長（山本留義） 次は、議案第9号 むつ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長（山本留義） 次は、議案第10号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長（山本留義） 次は、議案第11号 むつ市障害福祉計画等策定委員会条例及びむつ市地域生活支援事業利用料条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長（山本留義） 次は、議案第12号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第13号

○議長(山本留義) 次は、議案第13号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長(山本留義) 次は、議案第14号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、

質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長(山本留義) 次は、議案第15号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第16号

○議長（山本留義） 次は、議案第16号 字の区域の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第17号

○議長（山本留義） 次は、議案第17号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第21号

○議長（山本留義） 次は、議案第21号 平成24年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第22号

○議長（山本留義） 次は、議案第22号 平成25年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第22号 平成25年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、小・中学生の入院医療費を無料にする乳幼児等医療費給付事業費6,097万4,000円、脇野沢不法投棄対策として1億1,300万円、ごみの減量化につながるバイオマス資源化推進事業費170万5,000円、緑町、川内・木市営住宅建設費1億5,700万円など市民生活に欠かせない事業が計上されております。しかし、市民から問題視されている北の防人事業費5,200万円、道の駅整備事業費268万2,000円などが計上されている問題のある予算ともなっております。また、原発関連交付金を欲しいがために原発を強かに推進すべきという前提の予算となっております。

福島原発事故は、今もって収束しておりません。15万人以上が避難生活を余儀なくされ、原発からは放射能が漏れ続け、原発敷地は放射能に汚染された水を入れるタンクがたまり続けております。宮下市長は、安全を第一義と言いながら、どうすれば安全なのかを示すことがないまま原発を推進すべきと原発先にありきであります。

しかも、日本のエネルギーを心配する必要のない小さな自治体であるむつ市が、さも日本のエネルギーに責任を負っているような考えを市民に押しつけ、原発の危険を我慢しろ、原発のごみを我慢しろと市民を誘導し、むつ市民の子々孫々にわたる負の遺産と引きかえの原発関連交付金でむつ市民の大切なふるさとを、ふるさととして残してほしいという市民の願いを二の次にする市政となっております。自然災害は別として、原発に何もなければいいがというはらはらする未来では困ります。人間に起因する災害は全くない、安心して住み続けることができるむつ市を残していく責任

は我々大人にあるものであります。

本案に反対をいたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第22号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第23号

○議長(山本留義) 次は、議案第23号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第24号

○議長（山本留義） 次は、議案第24号 平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第25号

○議長（山本留義） 次は、議案第25号 平成25年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第26号

○議長（山本留義） 次は、議案第26号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第27号

○議長（山本留義） 次は、議案第27号 平成25年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第28号

○議長(山本留義) 次は、議案第28号 平成25年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第29号

○議長(山本留義) 次は、議案第29号 平成25年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第25 請願の閉会中の継続審査について

○議長(山本留義) 次は、日程第25 請願の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

民生福祉常任委員長から、現在委員会において審査中の事件につき、会議規則第105条の規定によりお手元に配布いたしました文書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。民生福祉常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、民生福祉常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(山本留義) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第215回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 10 分 閉会